

## 幕末維新期の北野社に関する一考察

石津裕之

はじめに

本稿は、京都に鎮座する北野天満宮（以下、北野社と表記）の幕末維新期の様相について考察するものである。行論に当たって念頭に置く問題意識は、以下の二つである。

第一に幕末期における二十二社と朝廷の関係である。二十二社とは朝廷から崇敬を受け、祈禱の奉幣使が派遣された二十二の神社のことであり、伊勢・石清水・賀茂・松尾・平野・稲荷・春日（以上を上七社と呼ぶ）・大原野・大神・石上・大和・広瀬・龍田・住吉（以上を中七社と呼ぶ）・日吉・梅宮・吉田・広田・祇園・北野・丹生・貴布禰（以上を下八社と呼ぶ）を指す。二十二社奉幣は平安期から室町中期まで行われるものの、応仁の乱を経て中絶し、延享元年（一七四四）に上七社への奉幣のみが再興<sup>1</sup>することが指摘されている。

かかる二十二社について、以前筆者は、朝廷との密接な関係を自明視することなく、二十二社の各社の構成員が朝廷との関係をめぐってどのような動向を見せていたかを検証することの必要性を説き、近世後期の北野社を対象に検討を加えた<sup>2</sup>。具体的には、享和二年（一八〇二）に祭神菅原道真の遠忌法会（享和二年は九〇〇年遠忌）が初めて勅会として開催されることになった際、勅会という朝廷との関係を象徴する開催形

式を理由とし、北野社の下級社僧である宮仕が下八社の北野社を上七社に昇格させようと画策していた事実を明らかにした。

前稿では、朝廷との関係という自明視されがちな問題に焦点を当てること、従来看過されてきた近世における二十二社の姿を北野社に即して明らかにできたと考えているが、近世後期に対象を絞ったため、その後の幕末期の様相は論じていない。幕末期は二十二社と朝廷の関係が大きく変化する時期であり、開国をめぐる政治的混乱の中、孝明天皇の意向により二十二社での祈禱や勅祭が立て続けに再興されている。すなわち、嘉永六年（一八五三）には二十二社での祈禱、元治元年（一八六四）には北野臨時祭、慶応元年（一八六五）には吉田祭・祇園臨時祭<sup>3</sup>・大原野祭、同二年に松尾祭がそれぞれ再興している。こうした幕末期における祈禱・勅祭の再興に際し、朝廷との関係をめぐって二十二社の各社の構成員がいかなる動向を見せていたかについては、二十二社での祈禱をめぐる石上社構成員の動向に触れる幡鎌一弘氏の研究や、祇園臨時祭の再興<sup>5</sup>に当たり、祇園社構成員が官位申請をしていたとする伴五十嗣郎の研究があるものの、他の神社については事例研究に乏しい。

かかる現状を踏まえ、本稿では、朝廷との関係をめぐって二十二社の各社の構成員がいかなる動向を見せていたかを探るといふ前稿の問題意識を引き継ぎつつ、元治元年の北野臨時祭の再興をめぐる北野社構成員

の動向について検討したい。

第二に維新期の宗教政策が北野社に与えた影響である。慶応四年三月から閏四月にかけて、新政府は神仏分離政策にかかる諸法令（いわゆる神仏判然令）を次々と布告し、神社に仕えていた僧形の別当・社僧は還俗（復飾）した上で神動することなどが命じられた。この法令を受け、北野社でも多数の社僧が還俗しており、神社によっては破壊行為を伴う場合もあった神仏分離の動きの中で、北野社は「社僧などの還俗と神仏分離があっさり実施された」事例の一つとして知られている。

こうした維新期の北野社に関して、より踏み込んだ検討を加えたのが江坂正太氏である。江坂氏は維新期における京都府の神社と社家に関する議論の深化を図るべく、新政府の政策により北野社の内部構造と人員構成がどう変化したかを分析している。<sup>(7)</sup> 同氏は、①当該の変化には二段階がある、②第一段階は神仏判然令によって社僧の還俗などが実施された慶応四年であり、還俗はしたものの、従来の人材が引き続き北野社に勤務したため、人員構成に変化はない、③第二段階は明治四・五年であり、神職の世襲を否定して「精選補任」を行うことを命じた明治四年五月の太政官布告に基づき、翌五年正月に北野社の全神官一〇〇名が一斉に罷免された上で、再任されたのは僅か一〇名に留まるなど、慶応四年とは比べ物にならないほどの改変が起きた、④よって、明治五年こそが北野社の内部構造が近代的な物へと変化してゆく起点であったと評価できると述べる。

江坂氏の論考は、新政府の政策が北野社に与えた影響を初めて本格的に分析したものであり、維新期の北野社を考える上で基盤となる内部組織の実態に迫っているという点で貴重な成果といえる。もともと、同氏が分析に用いている史料は、主に京都府庁文書や法令といった行政文書であり、これら以外の関係史料に目配りすることで、同氏が取り上げて

いない様相を照射するとともに、新政府の政策が北野社の内部組織に与えた影響を従来以上に多面的に明らかにできよう。

そこで、本稿では、江坂氏の成果を糸口としつつ、新たに元社僧の史料などを用いて分析することで、維新期の宗教政策が北野社の内部組織にどのような影響を与えたかについて、より詳細に明らかにしたい。

以下、議論の前提として近世北野社の内部組織を確認したのち（第一章）、北野臨時祭をめぐる諸相（第二章）、維新期の宗教政策が北野社の内部組織に与えた影響（第三章）について順に考察してゆく。かかる考察を通じて、幕末維新期における北野社に関する新知見を提示したい。

#### 一 近世北野社の内部組織

これまで筆者は、近世北野社の内部組織に関して幾つかの論考で言及してきた。<sup>(8)</sup> 本章では、それらの論考に基づきつつも、次章以降の考察に関わる部分については新たな事実を盛り込みながら、近世北野社の構成員の概要や構成員間の関係性を示したい。

近世北野社の内部組織は主に祠官、宮仕、目代、神人の四者から構成されたが、彼らのあり方を論じる上では、曼殊院門跡（以下、曼殊院と表記）に触れることから始めなければならない。曼殊院は天台宗山門派の門跡であり、近世には北野社の「寺務」という立場に立ち、祠官以下の構成員の補任権や装束着用許可権を掌握し、北野社を支配していた。また、支配の実務は、曼殊院門跡の家来である坊官・諸大夫が担った。

かかる曼殊院の存在を念頭に置いた上で、以下、構成員間の関係に適宜触れつつ、各構成員の概要を示そう。

はじめに祠官である。祠官は社僧であり、妻帯・世襲した。近世には松梅院、妙藏院、徳勝院の三院が継続して存在し、内部組織の上層部を構成しつつ、社頭の祭祀を主催した。また、三院の社僧は法印・権大僧

都を極位極官として僧位僧官に叙任され、その執奏は享保二〇年（一七三五）以前は菅原氏の公家が、同年以降は曼殊院が担った。

次に宮仕である。宮仕も社僧であり、妻帯・世襲した。祠官の下で社頭の祭祀に補佐的に関与し、日常的には番を組んで社殿に詰めた。宮仕は曼殊院から「宮仕職」に補任されることで「衆中」と呼ばれる宮仕集団の一員となっていた。「衆中」の人数は貞享三年（一六八六）には七五人であるものの、文化四年（一八〇七）には四七人であり、だんだんと減少していったようである。宮仕集団の運営は、一年交替で選出される年預によって担われた。宮仕集団は藤次で編成されており、一藤が小預と呼ばれる社職に曼殊院から補任されたほか、二藤から六藤までは上座、七藤以下二〇名が中藤と呼ばれ、天明年間以降は原則中藤以上が坊号を名乗るようになる。

また、宮仕は曼殊院から僧位に叙されていた。安永六年（一七七七）までは一藤のみが法橋に叙されていたが、同年以降は上座も法橋に叙されるようになる。その後、享和二年（一八〇二）に既述のように同年開催の菅原道真九〇〇年遠忌法会が勅会化したことを理由として、一藤が初めて法眼に曼殊院から叙されており、これが宮仕の極位となった。なお、宮仕の主な経済基盤は、各自が御師として旦那に祈禱・配札を行う代わりに得た金銭であり、社殿の番を務めた際の賽銭も収入となった。

続いて目代である。目代は曼殊院と祠官・宮仕・神人の取次を職務とする僧体の者であり、基本的に社頭の祭祀には関与せず、世襲で務める一家が北野社周辺に居住して執務した。また、目代も僧位に叙されており、安永二年までは曼殊院から法眼を極位として叙されていたが、同年以降は曼殊院の執奏により法眼までを勅許されるようになる。

最後に神人である。神人は北野社門前の西京地域に居住する百姓・商工業者から成り、祠官・宮仕・目代とは異なり俗体であった。中世の神

人は、北野社へ神供を調進する代わりに種々の特権を獲得して麴業を営んだことで有名であるが、文安元年（一四四四）に北野社社殿を焼失させる事件（文安の麴騒動）の二因を作り出したとの理由から「神敵」とされ、北野社への奉仕を停止させられてしまう。

しかし、元禄二年（一六八九）に至り、祠官・宮仕の反対を受けつつも、七五名の神人が曼殊院から「神人職」に補任されるとともに、神供調進のための社参が祭神菅原道真の命日である二月二五日に限って許可される。また、社参の際、神人は神職の「装束」を着用して奉幣を行うなどの新規の行動を見せたほか、西京地域にあった北野社の御旅所でも独自に祭祀を行っており、元禄期以降の神人は、農業・商工業を営みつつも、北野社と関わる限りにおいて神職として活動していたといえる。

さらに、神人は宝永期には「国々所々」への配札を企画したり、文政期には安楽寺（北野社へ調進する神供を準備する場所の一つ）所蔵の神宝の開帳を行おうとしたりするなど、社頭以外での活発な宗教的活動を見せる。神人の社参は二月二五日のみ許されていたことが象徴的なように、神人は祠官・宮仕とは異なり、社頭での祭祀には殆ど関与できなかったため、社頭以外に神職としての活動の場を求めたと理解できる。もっとも、こうした活動は特に宮仕からの強い反対に合い、宝永期の配札は差し止めに追い込まれているほか、文政期の開帳をめぐる京都市奉行所での争論にまで発展している。宮仕が反対したのは、前述した神人の「神敵」という立場に加え、宮仕の主な経済基盤である旦那からの収入が配札や開帳により神人に奪われるのではないかと懸念があったためと思われる。なお、文化期以降、神人は、従来の二月二五日の社参に加えて新たに節句など年五回の社参を許されるが、それでも日常的な社参は禁止されていたことを確認しておきたい。

また、神人も曼殊院の執奏により官位を勅許されており、管見の限り

五位まで昇っている<sup>(12)</sup>。なお、安永三年に神人の官位が初めて勅許された際、宮仕は神人が官位に叙任されることで自分たちとの組織内における序列が入れ替わり、神人が上位になってしまうのではないかとの危惧を強く抱いていた。管見の限り、安永三年以降、神人が宮仕の上位になったことを明示する動きは見られないが、宮仕は内部組織の序列上、自分たちが神人より上位であると認識していたことを確認しておきたい。

なお、神人は延享期に社人と改号している。宮仕はそれ以降も神人と呼んでいることがあるが、本稿では、以下、社人に統一する。

## 二 北野臨時祭の再興

### 第一節 再興の経緯

本章では、元治元年（一八六四）の北野臨時祭の再興に注目し、朝廷との関係をめぐって北野社構成員がいかなる動向を見せていたかを分析する。本節では、再興の経緯を確認しておきたい。以下、先行研究<sup>(13)</sup>に基づいて再興の経緯を整理したのち、私見を述べる。

北野臨時祭は、正応二年（一二八九）七月一日に伏見天皇が国体安穩祈願のために東遊・走馬・神楽を奉納したことに起源を持つ。宝徳二年（一四五〇）には八月四日に開催される例があり、応仁期に至るまで度々開催されたものの、応仁の乱を経て中絶する。そして、中絶から約四〇〇年後の元治元年、孝明天皇により再興されるのである。

再興決定の「仰出」があったのが元治元年一月二四日であり、同年一月一四日に勅使として菅原氏の公家である高辻修長が北野社で奉幣し、宣命を読み上げている。宣命によれば、再興の理由は、①当該祭の再興は年来の所願であった、②特に近年外夷が渡来して皇国を汚穢しつつある、③昨年には七卿落ち、本年は長州征伐がある、④かかる外患内憂のために旧儀を再興して毎年の例としたい、⑤勅祭としては東遊・走

馬・神楽を奉納したい、となる。嘉永期以降、孝明天皇は外患を憂慮して諸社諸寺に多数の祈願を命じており、元治・慶応期に立て続けに行われる勅祭再興の一番目になぜ北野臨時祭が選ばれたのかという点はなお検討する必要があるが、北野臨時祭再興が右に述べた嘉永期以降の動向の延長にあったことは確かである。なお、翌慶応元年（一八六五）以降、北野臨時祭は八月五日に開催され、明治初期まで続いた。

以上、先行研究の指摘を整理したが、二点ほど私見を述べたい。

まず、北野臨時祭が再興される元治元年以前の様相である。北野社では、嘉永五年（一八五二）二月に祭神菅原道真の九五〇年遠忌法会が開催されており、その前回に当たる享和二年の九〇〇年遠忌法会と同様、勅会として営まれた<sup>(14)</sup>。また、万延元年（一八六〇）六月には、社頭での神楽が勅許により約三〇〇年ぶりに再興されており、これは、嘉永五年の松尾社神楽の再興を受け、祠官が曼殊院に出願し、曼殊院による執奏を経て実現したものであった<sup>(15)</sup>。北野臨時祭の再興は、こうした朝廷の関わる祭祀が直近に複数催された延長にあったのであり、北野社構成員にとっては、嘉永五年以降深まりつつあった自分たちと朝廷との関係をさらに強く意識させる機会になったと考えられる。

次に、再興に至るまでの詳細な過程である。既述の通り、先行研究では元治元年一月二四日に再興決定の「仰出」があったとする一方、それ以前の過程には触れるところがない。しかし、「北野神祭録」と題された冊子形態の史料を見ると、再興に関わって北野社構成員が曼殊院に提出した願書が複数筆写されており、それらの記述から再興決定の「仰出」以前の様相が幾らか判明する。筆写された願書の内訳は、①「子四元<sup>(16)</sup>月十九日」に提出された「御再興願書」三通、②「元治元甲子年四月十九日」に提出された「御祭次第」一通、③「五月十五日」に提出された「御尋問之条々言上書」一通、④「元治元年子五月」に提出された「奉

内願口上書」二通、である。

紙幅の都合上、全ての願書について詳細な考察はできないため、簡単に内容を見ておこう。①は標題からすると、再興自体を願うものに見えるが、そうではなく、再興を前提として「御興長二人、兵士八人、雑兵廿人計取立度候」などのように再興を実施するために必要な人員や建物の増員・増築を願うものである。②は臨時祭当日に執行する神幸をはじめとする祭祀の次第を書き上げたものである。③は神供や勅使参向のころなど、個々の祭祀の詳細に関する曼殊院からの尋問に北野社構成員が返答したものである。その中には「勅使御道筋、昨年、言上、通弥相願度儀ニ候哉、右見込内定可申上との御事」との曼殊院からの尋問が含まれており、この記述からは、臨時祭再興の動きが少なくとも前年の文久三年（一八六三）に遡ることを押さえられる。④については次節で取り上げる。

以上の願書の内容と日付からは、元治元年一〇月二四日に再興決定の「仰出」があったのち、急いで準備が進められて十一月一日の臨時祭当日を迎えたという訳ではなかったことが浮かび上がる。すなわち、実現の度合いを当初からどの程度見込んでいたかは不明であるものの、前年の文久三年の段階から実施に向けたやり取りが少なくとも曼殊院と北野社構成員の間でなされ、臨時祭当日の約半年前に当たる四〜五月により詳しく実施要綱が調整されたのち、再興決定の「仰出」があった、という経過を辿ったのである。約四〇〇年ぶりの再興であったため、先例調査と準備には相応の時間を要したはずであり、前年のうちから曼殊院と北野社構成員の間でやりとりがあったとしても、不自然さはない。なお、前引の史料に「内定」とあるように、再興決定の「仰出」が表向に発表されるまでは、あくまで内々に準備が進められたと思われる。

以上の再興の経緯を踏まえた上で、次節では④の願書に注目し、北野

臨時祭再興をめぐる北野社構成員の動向について考察したい。

## 第二節 再興をめぐる北野社構成員の動向

さて、④の願書は二通から成るが、そのうちの一通を以下に引用し、分析を加えよう。<sup>17)</sup> なお、闕字・平出は略した（以下の史料引用も同じ）。

【史料1】「北野神祭録」（北野天満宮所蔵、記録甲七）

奉内願口上書 奉書堅書

一当社御社格之義者、方今下七社之次第第二御座候哉ニ奉伺候二付、先達外記之記録ヲ一見仕候処、古来廿二社と御定被為在候御儀者、一時ニ御取極之儀ニ而も無之様見受申候二付、其次第、左ニ注進仕候、

村上天皇御宇康保三年八月廿一日、十六社ニ奉幣、十六社次第、

伊勢 石清水 加茂 松尾 平野 稲荷 春日 大原野

大神 石上 大和 広瀬 龍田 住吉 丹生 貴布禰

一条院御宇正暦二年六月廿四日、吉田・広田・北野之三社ヲ加テ十九社ニ奉幣、吉田・広田・北野之次第、住吉ト丹生トノ間

ニ被置之由宣下云々、

同五年二月十五日、梅宮ヲ加テ廿社ニ奉幣、梅宮者住吉ト吉田

トノ間ニ被置之由宣下云々、

同御宇長徳二年二月廿七日、祇園ヲ加テ廿一社ニ奉幣、祇園者

広田ト北野トノ間ニ被置之由宣下、

後朱雀院御宇長暦二年八月十六日、日吉ヲ加テ廿二社ト被定、

日吉社者住吉ト梅宮トノ間ニ被置之由宣下也ト云々、

右之通之次第第二而其御時々ニ叡慮ヲ以追々御加被遊、遂ニ廿二社ト相定候事と奉存候、右ニ付、当社儀者式外之御社と申、殊ニ御在世二者臣下之御事ニ而者被為在候得共、権者之御方便天神と現

シ給ヒテ後者、御靈威赫々末代ヲ照し候ニ付、北野聖廟ト被為仰、村上天皇御鳳輦ヲ被去進、御祭式御草創被為遊候、以来、一条院御宇御社壇、全從朝廷之御沙汰而御造宮在之、御祭式猶又御潤色被為遊、其後御代々主上御崇敬他社ニ勝り、就中後花園院者殊ニ叡願ニ而当社ヲ以テ上七社ニ御加被遊候程之御儀ニ御座候得者、此度天下泰平外夷降伏御祈禱之御為、御祭禮御再興相成候ニ付而者、何卒出格之叡慮ヲ以、任後花園院嘉吉二年之例、伊勢神宮ヲ別格ニ被為立、以当社上七社ニ被加候歟、又者乍下七社も被准上七社歟、両様之内御聞濟相成候者、実以神威倍増仕候事故、必定御靈驗も被為在候哉ト乍恐奉存候、此段為天下泰平、為御社頭御康栄、不願恐言上仕候、何卒願之通被仰付被下候者、一社一同冥加ニ相叶難有仕合可奉存候、此段宜敷取成之程偏ニ奉希候、以上、

元治元子年五月

北野一社中

（曼殊院）  
御寺務宮様

坊官

御衆中

諸大夫

臨時祭再興に向けた準備が進められる中、北野社構成員から曼殊院に提出されたものであり、二十二社内における北野社の昇格を願う内容となっている。なお、差出は「北野一社中」であるが、前章で述べた社人の位置づけを踏まえると、願書を作成・提出した主体は祠官・宮仕であって、社人は関与していない可能性が高いと思われる。

さて、願書の冒頭では、北野社が「下七社」（正確には下八社だが、自社を除いて下七社と表現しているか）に列格していると述べた上で、二十二社が定まっていくなかに経緯を説明している。当該の経緯は研究史上知られているもの<sup>(18)</sup>と一致しており、正確な説明であるといつてよい。

次に、北野社が村上・一条両天皇の崇敬を受け、後花園天皇の「叡

願」で上七社に加えられたと述べる。後花園天皇の「叡願」とは、願書の後段に「嘉吉二年」とあることから、嘉吉二年（一四四二）一〇月の「七社奉幣」のことを指すと判断される。同月十九日、後花園天皇の体調不良により「七社奉幣」を行うことが決まるが、通常であれば伊勢神宮以下の上七社に奉幣使が発遣されるところ、伊勢神宮にはその三日前に例幣使を派遣していたため、同天皇の意向により伊勢神宮の代わりに北野社を加えて「七社」としたのである<sup>(19)</sup>。

そして、願書の末尾では、今回の臨時祭再興を理由として、叡慮を以て、嘉吉二年の先例に倣って伊勢神宮を別格として北野社を上七社に加えるか、或いは「下七社」でもよいので上七社に准じる処遇としてほしいと願っている。また、これが勅許されれば、「御靈驗」がある、すなわち祈願内容が成就し、「御社頭御康栄」にも繋がる、としている。

ここで想起したいのは、享和二年に菅原道真遠忌法会が勅会化した際の宮仕の動きである。すなわち、本稿冒頭で前稿に触れつつ説明したように、宮仕は当該の勅会化を理由とし、北野社を上七社に昇格させようと画策していたのであり、史料1に見える出願内容と酷似しているといつてよい。前稿では、遠忌法会を約四か月後に控えた享和元年一月、宮仕が公家の高辻家に昇格の奏聞をしてくれるよう働きかけたところ、高辻家は「容易不成御儀」なので断ると返答したため、宮仕の画策が失敗に終わったことを指摘した。その後、北野社構成員が同様の画策をしたか否かは不明であるが、少なくとも元治元年に至り、北野臨時祭再興を理由とすることで、再び二十二社内での昇格を目指したのである。

しかし、管見の限り、史料1の提出以降、昇格が実現したことを示す史料はなく、勅許に至ることはなかったと考えられる。前稿では、享和元年の昇格願いが法外な願望であったことを指摘したが、それはこの元治元年でも変わりなかったと考えてよからう。また、仮に昇格させてし

まうと、他の二十二社からも同様の出願がなされる可能性があり、たださえない不安定な政治情勢の中、宗教をめぐる秩序の混乱を避けたい孝明天皇や関白ら朝廷執行部としては、昇格は承認しがたいものであったと考えられる。

このように昇格願いが成就することはなかったものの、朝廷の命じる臨時祭に関わらせて北野社構成員が行った如上の出願は、朝廷との関係をめぐって二十二社が見せた動向の一つと捉えることができる。前節で述べたごとく、北野社構成員にとって臨時祭の再興は、朝廷との関係を強く意識させる機会だったのであり、そうした関係の深まりを踏まえ、他ならぬ叡慮によって二十二社内での北野社の昇格を願ったのである。その目的は、史料1によれば「御社頭御康栄」にあつたといえるが、賽銭を収入の一つとしている宮仕にとって、社頭の賑わいは自分たちの増収にも繋がるため、そうした目論見もあつたかもしれない。

なお、祇園社では、同社の臨時祭が再興された慶応元年、「今度格別之御再興之儀、不蒙官位候而御場所柄社役二相従候儀、奉対勅祭恐入奉存候」との論理を以て、従来は叙任されていなかった構成員への官位叙任が朝廷に出願され、勅許されている。<sup>20</sup> 祇園社構成員は官位を臨時祭に見合う格式と見なしつつ、新規の叙任を望み、それを成就させているのである。

上に見た北野臨時祭をめぐる動向に加え、こうした祇園社構成員の動向も併せて考えるとき、元治元年以降立て続けに行われた臨時祭の再興は、神社自体の格式（Ⅱ社格）とその構成員の格式（Ⅱ官位）の向上を目指す動きを各神社に惹起したとまとめられよう。孝明天皇が国内外の政治的課題を切り抜ける一つの方策とした臨時祭の再興は、その対象となった神社の構成員の眼には、結果がどうなるかは別として、自分たちに関わる格式を向上させる機会に映つたのである。

### 三 神仏判然令の影響

#### 第一節 変化の概要

本章では、維新期の政策が北野社の内部組織に与えた影響について、慶応四年（一八六八年）九月に明治に改元）の神仏判然令に特に注目して論じる。まずは、本稿冒頭で触れた江坂正太氏の指摘を確認することで、慶応四年に北野社の内部組織に生じた変化の概況を提示しよう。

最初に江坂氏は、別当・社僧として神社に奉仕していた者の還俗を命じる慶応四年三月一七日令と、元別当・元社僧に神主や社人という称号に変更した上で神社に勤務することを命じる同年閏四月四日令などに触れ、こうした動きの中で、北野社構成員は神仏判然の動きに抵抗してはなかったとする。その上で、明治五年二月に作成された「旧神官由緒書」（各神社の神職から京都府庁に提出された由緒書を書き留めた簿冊）の内、元宮仕が提出した由緒書に見える還俗の日付に注目し、宮仕（江坂氏は社僧と表記）については、慶応四年の「四月一日に北野神社の社僧は復飾を果たしているもの様である」と述べる。

祠官については「慶応四年三月十七日、本社別当職曼殊院の事務政所が廃止せられ、祠官三家、目代、宮仕が皆復飾すること、なつた、当時宮仕の諸坊の住僧四十九人ありて、一時に復飾した、四月一日に浄衣を着用すること、なつた、乃ち祠官三家が正神主となり、社人が禰宜となり、宮仕が祝となつた」という『明治維新神仏分離史料』所収の「北野神社神仏分離調査報告」の記述をそのまま引用し、祠官も宮仕と一緒に還俗しているとす。また、目代については、曼殊院の「事務政所」の廃止に伴って目代職が廃止されたため、祠官・宮仕よりも深刻な事態に直面したものの、北野社への勤務までは罷免されず、還俗した上で賽銭の管理などの業務に従事することになったと述べる。

一方、もともと俗体であったため、神仏判然令の直接的な影響はなかった社人については、前述の「旧神官由緒書」中の社人から提出された由緒書に北野社への勤務を罷免されたという記述は見えないとし、従来通りの職務を遂行していたと思われると述べる。

最後に、以上の経過を踏まえ、神仏判然令は「目代職の廃止という重大な内部構造の変容」を北野社に齎したものの、その人員構成については「全く変化は起きず、従来からの人材が引き続き北野神社の社務を執り行っていた」と評価している。

以上が江坂氏の指摘である。祠官・宮仕・目代が還俗したものの、社人を含めて従来通りの人員構成が維持されたという指摘に関しては、筆者としても異論はない。もともと、江坂氏が分析に用いていない史料を見ると、同氏（及び同氏が踏まえる先行研究）が触れていない様相が浮かび上がってくる。以下、次節と次々節に分けて二点ほど論じたい。

## 第二節 還俗までの過程

まずは還俗までの過程についてである。次の史料に注目したい。

【史料2】「祐松房日記摘要」（北野天満宮所蔵、記録甲一一〇）

（慶応四年）

二月十七日、今日、年預ヨリ通知触来、朝五つ時より惣寄合の事、

参候事、今度宮仕一社中之輩還俗ノ願書伺候間、御心得被下候、御

所神祇官江寺務役人・松梅院役人・宮仕役人式人参候事也、

三月四日、宮仕一社輩還俗ノ儀ハ沙汰ニ不及、是迄ノ通也、

三月十二日、願之通、復鍔被仰付候事、神用之節ハ淨衣之事、官位

ハ追而御沙汰の事、

右、年預ヨリ呼来、早速参り、太政官ヨリ御沙汰有之事也、

四月朔日より社中一統改事、淨衣之事也、（中略）

廿四日、年預より触来也、暮早々寄合催之、御越被下候、夕早々参

候、帰俗ニ付、姓名前改候事、

（同上） 廿六日、晴、夕早々参候ニ付寄合候ニ付、参候、弥朔日迄に太政官

江姓名前書書上候故、改ル事考置候処、南大路松大夫源祐光と書事、

史料2は冊子形態であり、表紙に「明治元年 祐松房日記摘要」との

標題と「原本ハ川合菊太郎氏蔵、大正十三年十月」との註記がある。祐松坊は宮仕の坊号の一つであり、還俗後は史料2にあるように南大路姓を名乗った。また、川合（川井）菊太郎は社人の末裔である。<sup>(23)</sup> よって、

史料2は明治元年（慶応四年）の宮仕祐松坊の日記から摘記した記録を大正一三年（一九二四）に筆写したものであり、一次史料とはいえないが、数少ない慶応四年の北野社の様子を伝える貴重な史料である。

さて、史料2は新発見の史料という訳ではなく、すでに浅井與四郎氏が北野社の神仏分離を説明する中で「明治元年祐松房日記の摘要を見ると、慶応四年（一八六八）四月一日より各坊還俗して、社中一統は淨衣を着すること、二十四日には姓名を名乗ること」<sup>(24)</sup> などと言及している。

浅井氏は、史料2の後半部分を根拠に前引の叙述をしているものと思われるが、筆者は史料2の前半部分に注目したい。

すなわち、①慶応四年二月一七日、宮仕の惣寄合が催され、還俗する

という方針が決まり、曼殊院役人・松梅院役人・宮仕役人が「神祇官」

（正確には神祇事務局）へ赴き、還俗を願った、②三月四日、還俗には

及ばないという指示があったものの、同月一二日に「復鍔」＝還俗が太

政官から許可された、とされている。上で江坂氏の指摘を引用しつつ触

れた通り、別当・社僧の還俗を命じる初発の法令は慶応四年三月一七日

付であるが、右の経過を踏まえれば、北野社の場合、それに先駆けて同

年二月の段階で還俗に向けて社内動きがあり、三月に入ってから還俗

の願が新政府になされ、それに対する個別対応として三月一七日令に先行して還俗が許可されていた、という流れになる。

かかる解釈が許されるとすれば、北野社の場合、三月一七日令を受け、還俗した訳ではないということになり、当該法令の影響を考える上で極めて注目される事例といえる。<sup>(25)</sup> 実は、当該法令に先駆けた自主的な還俗は祇園社でも確認でき、<sup>(26)</sup> 決して不自然なものではない。史料2は一次史料ではないが、祇園社の事例も踏まえれば、上述した慶応四年二月以降の北野社での動きは事実と考えてよからう。大勢としては宮仕らが神仏判然を目指す政策基調の中で還俗したことは確かであろうし、浄衣を着用し始めた四月一日を江坂氏が述べる通り還俗の日と捉えることも問題ないと思われる。しかし、そこに至るまでの過程については、史料2を踏まえる限り、三月一七日令の影響を重視しすぎることなく、今後も検討を続けることが必要であろう。

### 第三節 還俗後の内部組織の秩序

続いて、還俗後の内部組織の秩序についてである。江坂氏は、慶応四年閏四月四日令発出の時点では、当該法令中の「是迄神職相勤居候者ト席順之儀」に関して確固とした方針が示された訳ではなく、その（引用者註、還俗後の祠官・宮仕の）地位は復飾に伴い、従来の僧官・僧位を失っている事もあり、やや不安定であったと考えられる」としている。当該法令の発出後、還俗後の祠官・宮仕と社人（法令中の「是迄神職相勤居候者」に該当する）の関係が「不安定」になったと江坂氏は捉えている訳だが、実際の様相に関する史料は提示していない。そこで、次の史料を見たい。

【史料3】「北野光乗坊文書」（東京大学史料編纂所（以下、編纂所と表記）所蔵、貴四〇——一四七九）

（輔興、神祇官知官事）  
鷹司様へ出入書付案

乍恐奉内願趣意口上書

一今度御一新之折柄、当社々人禰宜職、私共祝職被仰出、敬承仕候得共、私共義者、古来社人之上二立、神式職掌仕、且御遷宮之御祠官代、修正会之砌供僧代相勤候身分二而、是迄宮仕称号改正無之候得共、座席・職掌等社人之下二付候次第者毛頭無御座候、社人義、元来社人二御座候所、先年寺務所御引立を以、社人二被補、<sup>(曼珠院)</sup> 壹兩人丈八位階昇進仕候得共、是迄座席・職掌私共之上二立候例者且而無御座候、此度私共婦俗被仰付候二就而者、社人共立願仕候歟、又者先達而位階二預り居候故歟、存外結構二被仰付候二付、私共一同迷惑仕候、元来社人共義子細有之、文安年中御社頭江火を放、夫故御回禄二相成、其罪不淺、一旦廢絶仕候、（中略）此度於神祇御役所被仰渡候儀、敬承不仕候儀二而者無御座候得共、宮本次第相立一社相治り候様志願之趣意二而別紙手續書二相認候通、荒々歎願仕候所、折節諸国神職へ被仰渡之儀有之、神勤順席是迄通り二被仰渡、則御書渡し之御一紙返上被仰付候儀、冥冥加之儀と難有奉存候、社人義、私共四十九家人数五十人余之間二立交り候職号有之候而者、彼か下二付候者出来候訳二而難洪仕候間、左様無之様奉願度、且又、三家義、此間々暫く社務職を蒙候間、甚跋扈仕、御社頭之大事相談も無之、一己二取計候勝二而不実不正不身持之儀も数々有之、夫而已ならず先々度社頭御修復二付而も落度之儀有之、近年迄少破料取捌方不埒之儀も有之、毎度公事訴訟之上、私共立合候次第二御座候所、此度社務職を蒙候而者、又々一己之取計致候勢二而、実二覆轍を踏候儀、第一御社頭之為二不相成、一社も難洪候段歎々敷御座候、依之何事も立合相談可致様之職号私共之内江被仰付被下候者、諸事正路之取計と相成、銘々心服仕、神慮二も相叶可申儀二御座候、此段程能御扱被成下候者、難有仕合可奉存候、此段宜敷御取成御沙汰奉願候、以上、

慶応四辰年閏四月

北野社御祈所

深松坊事改 柳大路権太夫

同後見松園坊改 東小路右太夫

同伴光乗坊改 久松楠太夫

史料3は元宮仕三名による内願書の控であり、神祇官知官事鷹司輔熙に宛てたものである。前半では、自分たち宮仕は元來社人の上位であるため、「座席・職掌等」が「社人之下」になることは「迷惑」であるという旨が記される。史料3の冒頭にもあるように、還俗後、元宮仕は北野社祝に、社人は北野社禰宜に任命されていたが、一般に禰宜の方が祝より上位とされることが多い<sup>27)</sup>ため、元宮仕はこの任命により第一章で見たと近世までの組織内における序列が変動することを危惧しているのである。新政府がなぜ社人を禰宜に、元宮仕を祝に任命するという、近世までの序列からすれば不自然な判断をしたのかは不明であるが、史料3によれば、元宮仕は社人が位階に叙されていることが理由の一つではないかとしている。

また、後半を見ると「三家」＝元祠官の三家（いずれも吉見姓を名乗った）にも言及がなされている。すなわち、還俗後、元祠官の三家は社務（神主）に任命されたが、元宮仕に相談なく社頭の運営をするなどの行動を取っているとされており、これを元宮仕は非難している。

このように慶応四年閏四月の段階で、元宮仕は序列改変や社頭運営をめぐって社人や元祠官を警戒・非難していたのであり、史料3は江坂氏のいう「不安定」な状態が実際に生じていたことを示すものといえる。

では、こうした「不安定」な状態は、その後どうなったのか。史料3の傍線部によれば、本件について歎願したところ、「神勤順席是迄通り」と命じられ、「御書渡し之御一紙返上被仰付候」とある。この部分の解釈については、次の史料が手がかりとなる。

【史料4】「北野光乗坊文書」（編纂所所蔵、貴四〇一―四八〇）

手続書之覚

一 神主社務兼 三家

一 禰宜正権預等四員 社人

一 祝正祝権預等四員 宮仕

右改正、

神祇事務局

右者、四月十八日、被仰渡書二御座候、

（中略）

一 神職之者、家内ニ至迄已後神葬祭ニ相改可申事、

一 今度別当・社僧還俗之上者、神職ニ立交候節も、神勤順席等、先

是迄通相心得可申事、

慶応四年閏四月 神祇事務局

諸国神職

右者、去ル廿五日、被召出、平田保太郎殿出会被相渡候被仰渡書之

趣ニ御座候、且又先達而御渡しニ相成候三家・宮仕・社人等職掌之

書付返上被仰付、即座ニ返上仕候、（後略）

全体としては「閏四月」付で元宮仕が作成した書付であり、慶応四年

中の動きが記されている。前半を見ると、四月一八日に神祇事務局に元宮仕が召し出され、元祠官三家・社人・元宮仕を神主（兼社務）・禰宜・祝の各職に任命する書付が渡されている。先行研究では任命の日付に言及がないが、社人が明治五年二月に京都府庁に提出した由緒書に「慶応四辰年四月十七日、太政官代神祇事務局江召テ、補正禰宜<sup>28)</sup>」とあることを踏まえれば、社人が同月一七日に禰宜に任命されたのち、翌一八日に元宮仕に書付が下付され、祝に任命されたということになる。

後半には「神勤順席等、先是迄通相心得可申」との命令が書かれてい

るが、これは慶応四年閏四月一九日令<sup>(29)</sup>として知られる神仏判然令の一つであり、同月二五日に元宮仕に下達されていることが分かる。また、同日には四月一八日に渡された「職掌之書付」の返上が命じられており、これは「神勤順席等、先是迄通」という当該法令の趣旨を踏まえ、従来通りの勤務形態・序列を維持するべく、神主以下の任命を取り消したものと理解できる。すなわち、史料3で言及される元宮仕の社人に対する警戒の原因となった禰宜・祝両職の任命は、閏四月一九日令に基づき、同月二五日に撤回されるという経緯を辿るのである。

史料3の傍線部が以上の動きを指していることは指摘するまでもなからう。元宮仕は、閏四月一九日令の下達と上記の任命撤回を「実冥加之儀と難有」と捉え、傍線部の直後では、今後も社人の下位になるような「職号」を命じることがやめてほしいと内願しているのである。

ただし、書付の返上を社人がどう認識したかは別に検討する必要がある。というのも、前述した明治五年二月に京都府に提出された社人の由緒書には、書付の返上により禰宜を罷免されたといった記載が見られなからである。史料4を読む限り、閏四月二五日に書付返上が命じられた場に社人がいた様子はなく、或いは書付返上は元宮仕に命じられただけで、社人には正式に罷免が申し渡されておらず、その後も自分たちは禰宜であると認識・主張し続けていた結果、由緒書に罷免の記載が見られないのかもしれない。もともと、そうした見立ての可否を追究できる史料（特に社人側の史料）は管見に入らないため、ここでは、史料3・4に基づき、少なくとも元宮仕は、書付の返上を以て社人が禰宜ではなくなつたと認識していることを確認するに留めておきたい。なお、後掲の史料5（明治二年正月付）には「社務吉見」とあり、どのような形で任命があったのかは不明だが、任命の撤回後、吉見家は再び社務に就任しているようである。

さて、右の閏四月一九日令とその影響については、江坂氏も触れており、前引の「やや不安定であつたと考えられる」との指摘に続けて「しかしながら、閏四月十九日には次の様な神祇事務局達が出され、その不安定な状態も解消される事となるのである」とし、閏四月一九日令を引用している。同氏は「不安定」な状態が当該法令により解消されたと捉えている訳だが、実態はどうであつたらうか。次の史料を見よう。

【史料5】「北野光乗坊文書」（編纂所所蔵、貴四〇一―四八四）

一昨辰年四月從神祇官御書下有之御切紙之表、当社神主・禰宜・祝職之儀、三家神主職者子細無之候得共、当時社家私共祝職、社人禰宜職ニ被仰下候、次第超越之辺且混合差支之儀にて御座候ニ付、奉歎願候処、七月中右御書下之御一紙被為召上、神勤順席之儀、先是迄通被仰下、難有一同安心仕罷在候所、今度再応社人中（慶応四年）分本社禰宜職申望、出願仕候哉、社家私共与社人中与之間、禰宜・祝職之儀程能取計可申出段、從神祇官社務吉見資隆義内々蒙仰罷在候趣承知仕候、此儀者、昨年四月奉歎願候程之儀ニ候得者、社人中江禰宜職者勿論、祝職迎も私共同様被補候而者、無数之職名ニ付、私共家格從古來社人之上ニ立候処、社人之下ニ立候物多人數出来仕候ニ付、衆中惑乱仕候、（中略）今更社人之下ニ立候者出来仕候而者、実ニ歎ケ敷次第第二御座候間、何卒禰宜・祝正権新等職掌之儀者、社家私共人数五拾人余之内、其上首江被補候様奉願度、（中略）且社人義、上首老人当時六位ニ相進罷在、私共者昨年復鋤後未夕無位ニ御座候得共、昨年四月御書下御一紙之表ニも、禰宜分上職之神主職、未夕無位之吉見三家江被補候儀も御座候得者、私共禰宜・祝之職難相勤儀も無之哉、且亦位階之儀茂今度申望度願心ニ付、御聞届被成下候者、弥社辺之不都合も無之、公私難有儀ニ可奉存候、前件願意之条々若難相叶儀ニ候

ハ、何卒是迄通ニ被成置下、社人江茂職掌不被補、順席是迄通  
ニ而相勤候様仕度奉願候、(中略)何分是迄社人之上ニ立候私  
共、更ニ下ニ立候様相成候而者、実ニ衰微之基ニ付、覆合ニ不  
堪、一同相歎罷在候、何卒此段御仁察被成下候者、難有仕合ニ可  
奉存候、以上、  
明治二年  
巳年正月

元光乗坊改 久松右大夫

明治二年正月付で元宮仕が作成した願書の控である。宛所はないが、草案と思われる文書に「岩下佐次右衛門様」との宛所があり、新政府の参与の職にあった岩下方平に宛てられたものと考えられる。

傍線部によると、元宮仕(史料上は「社家」と表記)か社人かを禰宜ないし祝とするよう取り計らえと神祇官が社務吉見資隆(元祠官家)に内々に命じたという情報を元宮仕が聞きつけている。傍線部のあとを見ると、元宮仕が再び社人との序列改変を危惧していることが分かるほか、①序列改変を防ぐために、禰宜・祝両職を元宮仕に任命してほしい、②還俗後無位であるので、位階を授与してほしい、③そうした願いが叶わないならば、元宮仕にも社人にも「職掌」を任命することはせず、「順席是迄通」としてほしい、と願っていることも判明する。

また、この間、慶応四年八月二日には「社人中江北野社江日々拝参之儀、神祇事務局ヨリ蒙仰、夫ヨリ日々拝参致事」という事態も生じていた。第一章で述べたように、近世には社人の社参は年六回に限定されていたが、それが解除されているのであり、社人は従来とは異なる振る舞いを社頭で見せるようになっていた。こうした眼前の状況も、元宮仕に史料5に見える動きを取らせる一因になったと思われる。

その後の様子については「拾箇条区別廉書」と題された史料が手がかりとなる。これは「明治三庚午年九月四日」付で「北野社」から神祇官に提出された書類の控であり、北野社の神位、社領高などの項目ごとに

諸情報が列挙されている。その中の「一社中之職名」という項目を見ると、「正神主、兼社務」・「権神主、兼社務」・「権神主、兼社務」には、それぞれ「一人」・「二人」・「二人」との人数が併記されているのに対し、「正禰宜・権禰宜・新禰宜」や「正祝・祝・権祝・新祝」には「当時職掌者無御座候」と書かれている。表記方法の違いに注意すれば、かかる記述は、神主には計五名(吉見家の人間であろう)が任命されているのに対し、禰宜・祝両職は職名(ポスト)はあるものの、誰も任命されておらず空席とされていることを示していると解釈できる。

すなわち、「北野社」としては、明治三年九月の段階で禰宜・祝両職は空席であると神祇官に公式に表明しているのであり、かかる状況からは、史料5で見た、元宮仕にも社人にも「職掌」を任命しないでほしいという元宮仕の希望の一つが達成されていることが読み取れよう。ただし、その一方で、空席である以上、ひとたび社人が禰宜ないし祝を望むか、あるいはそうした情報が取り沙汰されれば、再び元宮仕は序列改変を危惧し、それを避けるための行動(神祇官への内願など)を取りえたという意味で、潜在的に不安定な状態といえる点には注意したい。

以上の明治二年正月の元宮仕の動きや、同三年九月の段階で禰宜・祝両職が空席扱いにされるという不自然な状態にあることを踏まえると、慶応四年閏四月一九日令とそれを受けた任命の撤回により、元宮仕の認識上、内部組織の秩序は「是迄通り」(史料3の傍線部)となり、一旦は安定を取り戻すものの、それは一時的なものに過ぎず、間もなく不安定な状態に立ち戻っていたと捉えるのが妥当であろう。

最後に、こうした不安定な状態がその後どうなったかについて考えておきたい。糸口となるのは江坂氏の指摘である。同氏は、慶応四年に神仏判然令が発出されても、北野社の人員構成に変化はなかった一方、明治四年五月に太政官布告が発出されたことで、神官一〇〇名(元祠官・

元宮仕・社人の全員に加え、元目代なども含む）が一斉に罷免され、翌年正月に再任されたのは僅か一〇名であった、としている。その上で、かかる変化を踏まえて「少なくとも北野神社の内部構造と人員構成においては、一八六八年の「神仏判然令」の影響は限定的に捉えなければならず、むしろ一八七一年から一八七二年にかけて行われた北野神社の処分の影響を重視する必要がある」と述べ、明治四年の太政官布告とその後の再任が北野社に与えた影響を大きく評価している。

また、再任された一〇名の内訳を見ると、元宮仕が七名、元社人が二名、元目代が一名であり、江坂氏は、かかる構成を近世までの「社僧（引用者註、元宮仕）の社人に対する優位、という状況が大きな視点から見れば温存されている」としている。筆者もその評価に異論はないが、ここでは、元宮仕に優位な形での再任により、慶応四年閏四月以来の元宮仕による社人への警戒感や、禰宜・祝両職の空席扱いという不安定な状態が解消されたという点を新たに指摘したい。明治四年の太政官布告とその後再任が北野社の内部組織に与えた影響に関する江坂氏の評価は前引の通りであるが、本節で見てきた神仏判然令発出後の実態を踏まえることで、当該の布告と再任が北野社にとつて持つた意味合いを、より多面的に捉えることができるように思われる。

おわりに

今後検討すべき課題や論点を中心に述べることで、結語としたい。

本稿の前半では、元治元年（一八六四）の北野臨時祭再興に向けた動きの中で、成就することはなかったものの、北野社構成員が自社を上七社に昇格させようとしていた事実を指摘した。前稿と同様、朝廷との関係という視点を意識したことで、従来明らかになつていなかった近世における二十二社の姿を幕末期の北野社に即して提示できたように思う。

今後は、臨時祭の再興がその対象となった神社に与えた影響について、さらに多角的に検討することが課題となるが、その際、臨時祭が明治初頭まで実施されている事実を念頭に置くとき、幕末期に限らず維新时期をも対象とすることが重要であろう。例えば、慶応四年（一八六八）八月二日には、神仏判然令により無位無官となつていた社務吉見家への叙位の可否が神祇官から太政官に伺われているが、その書類には「北野社来ル五日臨時祭二付、可相成ハ夫迄ニ賜リ候様ニ御評議相願」との文言が見え、その効果もあつてか叙位は八月四日付で決定している<sup>34</sup>。かかる動きは、維新期の北野社構成員の存在形態と臨時祭の関わりを示唆していよう。臨時祭の再興とその後の実施は、該当する神社の数は少ないものの、幕末期から維新期までの神社構成員の動向や存在形態を通時的に捉えようとする際、有効な切り口の一つとなる。

また、本稿の後半では、これまで分析に用いてこられなかった史料に注目することで、従来不分明であつた、北野社社僧が還俗する経緯や、慶応四年の神仏判然令や新政府による対応を受けた元宮仕の動向を解明するとともに、明治四年の太政官布告の影響についても再考した。

本稿冒頭でも述べたが、北野社は「社僧などの還俗と神仏分離があつさり実施された」事例とされてきた。第三章第二節の分析結果や、本稿では取り上げていないが仏具などの廃棄の様子を見る限り、その指摘は正鵠を射ている。しかし、禰宜・祝両職の任命に端を発する不安定な状態が北野社に生じていた点に留意するとき、内部組織の秩序の面で神仏判然令が北野社に混乱を齎していた事実は見逃してはならないだろう。勿論、神仏判然令が全国の寺社に混乱を齎したこと自体は周知の事柄であり、神社内の人事をめぐる混乱が明治四年の太政官布告によつてひと段落する動きは石上社でも見られる<sup>35</sup>。その意味では、北野社もそうした動きの一事例と見なしうる訳だが、当該事例から導かれる新たな論点

として指摘したいのは、新政府による還俗後の社職任命の方針はどのようなものであったかという点である。この社職任命こそ、北野社の内部組織を不安定化させた要因の一つであったが、かかる還俗後の社職任命のあり方については、従来踏み込んだ検討はなされていないように思われる。第三章第三節では、位階の有無が新政府の任命方針に関わっているのではないかと元宮仕が考えていることを史料<sup>3</sup>から指摘した。このことを手がかりとすれば、新政府の任命方針を考える上では、位階の有無が切り口となるのかもしれない。神仏分離に伴う史料の離散により、関係史料は少ないであろうが、他社の事例を解明しつつ相互に比較してゆくことで、新政府の任命方針が浮かび上がってこよう。神仏判然令の歴史的意義をより深く理解するために今後深めるべき論点として、以上の点を指摘し、ひとまず筆を擱く。

註

- (1) 高埜利彦「江戸時代の神社制度」〔近世の朝廷と宗教〕吉川弘文館、二〇一四年、初出二〇〇三年。
- (2) 石津裕之「近世後期の二十二社と朝廷―北野社を事例として―」〔近世の神社・門跡と朝廷〕吉川弘文館、二〇二四年、初出二〇一五年、以下、前稿と表記。
- (3) 岡田米夫「幕末維新に於ける八坂神社勅祭の再興について」〔神道史研究〕一〇一六、一九六二年、二四三―二四六頁。
- (4) 幡鎌一弘「幕末維新期の神社組織の変容―大和国山辺郡石上社における―」〔日本史研究〕三六五、一九九三年、三四―三五頁。具体的には、二十二社での祈禱の再興を受け、石上社の禰宜・年預が祈禱後に卷子献上のために参内する際の装束の新調を図っており、朝廷との結びつきが石上社の威儀を高めていった旨が述べられている。
- (5) 伴五十嗣郎編「慶応元年臨時祭御再興 祇園社務家日記」〔神道史研究〕五〇一、二〇〇二年、三頁。
- (6) 安丸良夫「神々の明治維新―神仏分離と廃仏毀釈―」〔岩波書店、一九七九年〕、五七頁。
- (7) 江坂正太「神仏判然令」と一八七二年の神官一斉罷免に関して―北野神社を事例として―〔文化史学〕七三、二〇一七年。以下、本稿で江坂氏の叙述を引用する際は、当該論文が典拠である。
- (8) 石津裕之「近世僧位僧官の叙任経路をめぐる諸動向―北野社を事例として―」〔前掲註(2)〕著書、初出二〇一六年、同「神社・門跡・社僧―宮寺としての近世北野社―」〔同上著書、初出二〇一八年〕、同「年預記録―北野天満宮を支えた社僧の職務日記―」〔福田千鶴・藤實久美子編『近世日記の世界』ミネルヴァ書房、二〇二二年〕。以下、本章の叙述は、特に断らない限り、これらの論考による。
- (9) 北野天満宮史料刊行会編『北野天満宮史料 宮仕記録』〔北野天満宮、一九八一年〕、三四八―三四九頁。
- (10) 「日記」〔北野天満宮所蔵、宮仕二二二〕、文化四年正月三日条。本日記は宮仕集団の年預が記した職務日記である〔後掲註(11)・(12)の日記

- も同じ)が、当該日条には「衆中名前書」が筆写されており、四七名の名前が見える。なお、最年長者は小預の玉泉坊能舜(六七歳)、最年少は鐵由丸(六歳。得度前のため幼名を名乗っている)である。
- (11) 「日記」(北野天満宮所蔵、宮仕二二七)、享和二年正月一五日条。当該日条に筆写された宮仕宛の曼殊院坊官・諸大夫の書付に「宮仕小預彦人江法眼御免許被成下候様、先達而願上候得共、近年結構ニ被仰付、殊ニ不容易義ニ候得者、不及御沙汰候、併此度天満宮御忌勅会厳重ニ被仰出候御事ニ候得者、格別之以御憐愍、從御寺務被許之候」とある。
- (12) 「日記」(北野天満宮所蔵、宮仕二二五)、寛政一二年八月二一日条。当該日条には、北野社構成員が叙任された官位の先例が書き上げられており、そこに「安永三年八月、始而神人六位之介ニ成、天明五年巳十二月、五位肥後守ニ成」とある。
- (13) 藤井貞文『近世における神祇思想』(春秋社松柏館、一九四四年、一七二〜一七三頁)、蘭田稔・橋本政宣編『神道史大辞典』(吉川弘文館、二〇〇四年)の「北野臨時祭」の項目(竹内秀雄氏執筆)、前掲註(3)岡田論文(二四六〜二四七頁)、竹内秀雄『天満宮』(吉川弘文館、一九六八年、二六〜二七頁)。
- (14) 「三条実万公記」(東京大学史料編纂所所蔵)の嘉永五年正月二一日条に「天満神忌勅会之事、願之通被仰出旨広橋以状被示」とある。
- (15) 前掲註(13)藤井著書、一八二〜一八四頁。
- (16) 北野天満宮所蔵、記録甲七。表紙見返に「原書川井菊太郎氏所蔵、大正十二年八月写」とある。なお、川井菊太郎氏は社人川井家の末裔である(三枝暁子『日本中世の民衆世界―西京神人の千年』岩波書店、二〇二二年、一五六頁)。
- (17) もう一通は、史料1と同じく元治元年五月付で「北野一社中」から曼殊院に提出された願書であり、臨時祭に派遣される勅使の位階について、臨時祭の旧例通りであれば五位となるところ、一社奉幣の先例に倣って四位としてほしいという内容である。なお、願書には「当社も、加茂・八幡二劣り候而者神慮ニ難被為叶と存候」や「昨年来両社行幸ニ付而も当社御神慮二者嘸羨敷被思召候御事と奉存候」といった表現が見
- られ、賀茂社・石清水八幡宮との対抗意識が窺える点で興味深い。
- (18) 岡田莊司編『日本神道史』(吉川弘文館、二〇一〇年)、一四八〜一五三頁。
- (19) 『増補史料大成 康富記』一、二九七頁、嘉吉二年一〇月一十九日条。当該日条に「依禁裏御不予(後花園天皇)御腫物也、被發遣七社奉幣使者也、去十六日例幣也宣命辞別被申御不予事之間、太神宮不入社(致)且使王中臣以下使々未還向之故也、加北野可為七社之由、殊為叡願被仰出也」とある。
- (20) 前掲註(5)伴論文、四四〜五〇・五九〜六二頁。
- (21) 本稿の考察に関わる重要な箇所のみ引用すると「諸国大小ノ神社ニ於テ僧形ニテ別当或ハ社僧抔ト相唱ヘ候輩ハ復飾被仰出候、若シ復飾ノ儀無余儀差支有之分ハ可申出候、(中略)別当・社僧ノ輩、復飾ノ上ハ是迄ノ僧位僧官返上勿論ニ候、官位ノ儀ハ追テ御沙汰可被為在候間、当今ノ処衣服ハ淨衣ニテ勤仕可致候事」となる(内閣官報局編『明治年間法令全書』一、原書房、一九七四年、一六五号)。
- (22) 本稿の考察に関わる重要な箇所のみ引用すると「別当・社僧之輩ハ、還俗之上、神主・社人等之称号ニ相転、神道ヲ以勤事可致候、若亦無摠差支有之、且ハ仏教信仰ニテ還俗之儀不得心之輩ハ、神勤相止立退可申候事、(中略)是迄神職相勤居候者ト席順之儀ハ、夫々伺出可申候、其上御取調ニテ御沙汰可有之候事」となる(前掲註(21)『明治年間法令全書』一、二八〇号)。
- (23) 前掲註(16)三枝著書、一五六頁。
- (24) 浅井與四郎『北野の史実』(北野天満宮、一九九八年、一九〇頁)。
- (25) なお、阪本是丸氏によれば、法令の日付は三月一七日ではあるが、この日は神祇事務局から太政官代へ文案が送付された日であり、この日に全国に布告された訳ではないとされる(阪本是丸「祭政一致国家の構想と東京奠都問題―『明治維新と国学者』大明堂、一九九三年、一〇五頁)。かかる阪本氏の指摘を踏まえれば、北野社の還俗はなおさら三月一七日令の発出に先行した動きであることが了解されよう。
- (26) 祇園社の宝寿院(社僧)の日記(八坂神社文書編纂委員会編『八坂神社日誌』一、法藏館、二〇二五年)を見ると、慶応四年二月二四日条に

は「帰俗御願、執奏家江願書御差出」とあり、同年三月四日条には「今方皇御国上古御一新御変革御聖代被為在候御時節二付、別紙之者共如往古帰俗改復仕度奉願上候」との祇園社執奏家（広橋家）に宛てた宝寿院の願書が引用されている。当時の時勢と関連づけて「往古」のごとく「帰俗」＝還俗したいとの出願が社僧から朝廷へなされているのであり、同月一三日条によれば還俗の勅許が出ている。

(27) 前掲註(13) 蘭田・橋本編『神道史大辞典』の「祝」の項目（嵐義人氏執筆）。

(28) 「旧神官由緒書」（京都府立京都学・歴史館所蔵、明五―六三―二、元社人神部菅原至盛分）。なお、本史料は江坂氏も分析に用いている。

(29) 前掲註(21) 『明治年間法令全書』一、三三〇号。

(30) 「北野光乗坊文書」（編纂所所蔵、貴四〇―一―四八六）。

(31) 『百官履歴』下（日本史籍協会、一九二八年）、一〇四頁。

(32) 「北野本社旧記備二写ヲク 全」（北野天満宮所蔵、編纂所所蔵写真帳「北野社家記録」一六）。当該史料は、北野社草創から明治五年二月一日までについて、北野社に関わる事項を編年で箇条書きしたものである。少なくとも近世以降の記事は他の関係史料から裏づけられるものが多く、記述内容に信頼は置いてよい。

(33) 北野天満宮所蔵、記録甲一四三。

(34) 「公文録」（明治元年・一卷、戊辰六月―十二月・神祇官伺）所収「北野社社務吉見資隆外三名位階賜度儀申立」（国立公文書館所蔵）。

(35) 前掲註(4) 幡鎌論文、四七―五一頁。